

令和7年9月定例会

防災・国土強靱化対策特別委員会

### 危機管理部長説明要旨

危機管理部長の 中村でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

初めに今月4日に台風15号が発生し、5日には本県に上陸いたしました。幸いにも本県では被害はありませんでしたが、静岡県などでは、大雨や突風、竜巻の発生などにより大きな被害が発生しました。

被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、近年、頻発化・甚大化する風水害について、引き続き対策を進めてまいります。

まず、カムチャツカ半島付近を震源とする地震の発生に伴う津波警報の発表時の対応について、御説明申し上げます。

県では7月30日の津波警報の発表を受け、直ちに災害対策本部を設置し、市町村や関係機関からの情報収集に努めるとともに、沿岸付近の住民の方々に対し高台などの安全な場所への避難の呼びかけや、水門・樋門等の閉鎖など対応してまいりました。

津波による被害は発生しませんでした。屋外避難場所における熱中症対策や自動車による避難のあり方などの課題を改めて認識したところです。

そのため、今回の災害について検証を進めるとともに、県民の皆様には、迅速な避難ができるよう避難場所や避難経路の確認に加え、持ち出し品の点検について、改めて呼びかけてまいります。

次に、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の防災対応について御説明申し上げます。

昨年8月の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時に、イベント開催等

への対応の判断に苦慮した団体が多かったことから、県では、先月国が公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」改訂版の内容も踏まえつつ、イベント主催者等が留意すべき点などを盛り込んだ新たなガイドラインを今年度中に策定することとしております。

次に、昨年度末に公表した令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の検証結果に基づく、避難所の環境改善に関してですが、既に導入済みのキッチンコンテナとトイレカーについては、8月10日に開催された自衛隊主催のイベントで活用したところです。

そのほか、今年度中に簡易ベッド及び水循環型シャワーの導入も予定しており、今後、各振興局等への配備を行ってまいります。

引き続き、市町村と連携しながら避難所の環境改善に取り組んでまいります。

次に、津波から『逃げ切る！』支援対策プログラムに基づく取組について、御説明申し上げます。

本年4月に白浜町において津波避難タワーが完成し、同町での津波避難困難地域が全て解消されたため、現時点で、巨大地震における津波避難困難地域は、新宮市、印南町、那智勝浦町、太地町、串本町の5市町の33地区となりました。

なお、3連動地震については、前回の特別委員会でも御説明申し上げたとおり、未解消の那智勝浦町の3地区も含め、令和8年度末には県内全て解消する見込みとなっています。

次に、防災訓練について、御説明申し上げます。

災害時における迅速かつ的確な初動体制を確立するため、10月15日には、消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携した、倒壊家屋等からの救出・救助に関する県総合防災訓練を実施するほか、来年2月には、国等からの救援物資を円滑に被災者に届けるため、物流事業者等と連携した物資輸送訓練などを実施する予定としており、これらの訓練を通じて、本県の災害対応力の向上を図ってまいります。

最後に、「世界津波の日」が制定されてから本年で10年の節目を迎えます。

11月5日が世界津波の日に指定される由来となった本県が誇る偉人である濱

口梧陵や稲むらの火の逸話を広く知っていただくとともに、津波や避難の重要性への理解と関心をより一層、深めていただけるよう 10 月には広川町で稲むらの火に学ぶ現地体験ツアーを、11 月には和歌山市でシンポジウムを開催する予定としております。

詳細につきましては、後日、御案内を差し上げます。

私からは以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

令和7年9月定例会

防災・国土強靱化対策特別委員会

### 企画課長説明要旨

企画課長の 津井田 でございます。

私からは、本年6月6日に閣議決定されました、「第一次国土強靱化実施中期計画」の概要について説明させていただきます。

お手元にあります、内閣官房国土強靱化推進室が作成した資料の抜粋をもとに説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1ページでは、国土強靱化基本法とそれに基づく計画の関係について、体系的に示されています。今回説明させていただく中期計画は、令和5年6月の法改正により、策定することが法に位置付けられた法定計画です。

2ページをご覧ください。

2ページでは、中期計画の全体概要について示されておりますが、その中で、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とされています。

3ページをご覧ください。

3ページでは、中期計画の基本的な考え方について示されています。

国土強靱化対策については、これまで進めてこられた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によって、ハード・ソフト両面からの施策が着実に効果を発揮しているものの、令和6年能登半島地震や令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故な

どの教訓を踏まえつつ、人件費・資機材価格の高騰、人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大や工期延伸などの諸課題が顕在化している中、今後は、「災害外力・耐力の変化」、「人口減少等の社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」といった、3つの変化への対応が必要とされています。

4ページをご覧ください。

4ページでは、計画期間内に実施すべき施策が326あり、その主なものが5つの基本的方針ごとに示されています。

5ページをご覧ください。

5ページでは、4ページの計画期間内に実施すべき326の施策のうち、推進が特に必要となる114の施策の中から主なものが記載されています。

なお、この推進が特に必要となる施策の事業規模は、令和8年度からの5年間でおおむね20兆円強程度とされています。

県としましては、これらの施策に係る国の予算を確保できるよう、本県の国土強靱化地域計画を必要に応じて改定を行い、防災・減災、国土強靱化をさらに推進してまいります。

私からの説明は以上です。